

# 令和5年度証券研究学生団体助成募集要項

公益財団法人石井記念証券研究振興財団

## 1. 学生団体助成の趣旨

この助成金は大学内において金融・証券に関する研究調査を行う学生団体に対して、財政的支援を行うことにより、その研究活動の振興をはかり、もってわが国金融・証券市場の一層の発展に寄与することを目的として給付する。

## 2. 助成対象

助成の対象は、大学内において金融・証券に関する研究を行う10名以上のサークル、ゼミ等の団体とする。なお、主に金融・証券分野の研究のほか、更には、ファイナンス、M&A、ガバナンスなどの企業活動に関する会社法や金融・証券取引に関わる金融商品取引法等の資本市場における法律・法制度の研究も助成対象とする。

## 3. 申請の手続き

本財団所定の申請書に指導教員の自署・捺印を受けて提出する。同一団体からの申請は1件とする。

### ① 提出期限

令和5年4月28日(金)

### ② 申請書提出(問い合わせ)先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14

公益財団法人石井記念証券研究振興財団

事務局 TEL 03-3667-5898 ✉ zaidan@1ban.co.jp

## 4. 助成団体の選考方法及び給付金額

- ① 助成団体の選考は、研究助成等選考委員会が行う。申請書の審査にあたり、委員会において活動状況の説明を求められることがある。
- ② 証券研究学生団体への給付金額は、1団体について5万円以上30万円以内とする。
- ③ 選考委員会の審査の結果、書面により助成金給付の可否及び給付金額を財団理事長から団体代表者に通知する。

### 研究助成等選考委員会委員

委員長	若杉敬明	東京大学名誉教授
副委員長	石井 登	立花証券株式会社取締役社長
委員	岩原紳作	早稲田大学教授
委員	柴垣和夫	東京大学名誉教授
委員	土屋卓洋	立花証券株式会社元取締役副社長

5. 助成金の給付期間

助成金の給付期間は原則として当該事業年度1年間とし、翌年度も助成金の受給継続を希望する団体の代表者は、改めて本財団所定の書式により申請しなければならない。

6. 助成金受給団体の義務

- ① 助成金を受給した団体の代表者は、受給年度末までに研究活動及び支出の各概要を、団体としての研究成果の資料(卒論等の論文または卒論のない場合はゼミでの提出済みレポート)を添付して、本財団所定の書式により報告しなければならない。
- ② 団体内に会計責任者を置き、収入支出に関する帳簿を備え、助成金の支出はその都度記帳しなければならない。
- ③ 団体の代表者が交代した時は、直ちに新任代表者の氏名・住所を報告しなければならない。

7. 助成金により購入した文献・器具等について

本財団の助成金により購入した文献・器具等は、原則として研究終了後は当該研究団体へ寄付する。

以上